

## 1. 特例退職被保険者・任意継続被保険者の皆さまへ

- 令和2年度分の「保険料納付証明書」は令和3年1月中旬にご自宅宛郵送いたしました。
- 令和3年度の新保険料のお知らせは、3月上旬にご自宅宛郵送いたします。
- 保険料は必ず納付日までに納付いただきますようお願いいたします。納付日までに納付されなかった場合、健康保険法の定めにより、自動的に被保険者資格が喪失されますのでご注意ください。納付日は納付方法により異なります。  
※保険料の納付日：毎月払いの場合(毎月10日)、半年払いの場合(3月31日・9月30日)、1年払いの場合(3月31日)

## 2. 退職後の「保険証」の取扱いについて

- 被保険者が勤務先を退職した場合、健康保険の資格は喪失し、退職日の翌日から「保険証」の使用はできません。被保険者・被扶養者全員の「保険証」を速やかに勤務先の担当者宛ご返却ください。  
※健康保険の資格喪失後に「保険証」を使って受診した場合は、医療費を全額自己負担していただくことになります。
- 事業所のご担当者は、退職者から被保険者・被扶養者全員の「保険証」を回収し、【書式1-3】被保険者証・限度額適用認定証・高齢受給者証 返納届【事業主用】に必要な事項を記入・押印のうえ、健康保険組合宛ご返却ください。  
※事業所は、被保険者の退職後5日以内に健康保険組合宛返納することと規定されています。

## 3. 「検認(被扶養者の再認定)」の御礼

- 被保険者の皆さま並びに事業所ご担当者のご協力をいただき、昨年11月から実施いたしました「検認(被扶養者の再認定)」作業が滞りなく終了いたしました。厚く御礼申し上げます。
- なお、今後被扶養者が就職したときや、年間収入が130万円(60歳以上または障害者の方は180万円)以上となる等の場合は、被扶養者の資格がなくなりますので、必ず届出を行ってください。

## 4. 保険証(ほか各証)に2桁の枝番号を追加表示いたします

- 令和3年3月に予定されている医療機関におけるオンライン資格確認の開始にともない、令和3年2月1日以降、新たに発行する保険証(ほか各証)の記号・番号に、個人を識別する2桁の枝番号を追加表示いたします。(個人単位化)  
※オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは保険証の記号番号等により医療機関等がオンラインで資格情報の確認を行うことをいいます。詳細については、厚生労働省のホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08544.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html))をご参照ください。
- なお、現在発行済みの保険証(ほか各証)には枝番が印字されていませんが、オンライン資格確認に支障はありません。医療機関を利用する際は、従来通り、枝番なしの保険証をご提示ください。
- 本件に伴う保険証(ほか各証)の差替えは一切不要です。枝番の付番を目的とする証の差替え発行申請を行わないよう、お願いいたします。

## 5. 特定健診に関するご案内

### 来年度(令和3年4月～翌年3月)75歳になられる方とその被扶養者の方へ

- 来年度(令和3年4月～翌年3月)75歳になられる方とその被扶養者の方は、年度途中で資格を喪失されることから、来年度は「特定健診受診券」をお送りしませんので、あらかじめご案内させていただきます。
- なお、①ご本人が75歳の誕生日を迎えられる方は、被保険者、被扶養者ともご本人の誕生日の前日まで、②被保険者が75歳を迎えられる被扶養者の方は、被保険者の誕生日の前日まで、これまで通り「人間ドック」と「特定健診」を受診できます。ご希望の方は、健康保険組合書式「人間ドック利用申込書」にて、事前に当健康保険組合までお申し込みください。「人間ドック受診票」と「特定健診受診券」を一緒にお届け住所にお送りいたします。
- 「特定健診」のみの受診をご希望される方は、電話でご連絡ください。「特定健診受診券」をお届け住所にお送りします。

※新型コロナウイルス感染症による受診制限等に関する最新情報は、健康保険組合ホームページの「健保からのお知らせ」をご覧ください。